明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**三〇）　一
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（**同**三一）　三

〔告　示〕
○文化財を登録文化財に登録する件（**文部科学**四八）　四
○登録有形文化財の登録を抹消する件（**同**四九、五〇）　七
○航路標識に関する件（**海上保安庁**一七、一八）　八

〔官庁報告〕
国家試験
税理士試験公告（国税審議会）　二

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人自動車事故対策機構平成三十事業年度財務諸表、国立大学法人山口大学公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他技術的サービス（建設工事を除く））関係　四〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　四四
会社その他
会社決算公告　四八

省令

○農林水産省令第三十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月三日

農林水産大臣　江藤　拓